

2013年6月定例会 一般質問

2013年6月25日・阿部裕美子県議

質問

阿部裕美子県議

東日本大震災・原発事故から3年目を迎えました。仮設住宅、みなし住宅の不便な生活から抜け出して、あらたな生活再建に向かう時期にさしかかっていますが、実態は住宅再建、事業再建のめどが立たない方が多く、いまだに15万人を超える県民が避難生活を余儀なくされています。国と東京電力による賠償の線引きや出し渋りの中で、NHKの被災者1000人調査においても3分の1の方が震災1年目より、収入が不足していると答えています。

4月27日には浪江町から避難していた62歳の男性が、亡くなってから数日後に仮設住宅で発見されました。仮設住宅での孤独死がすでに21人と報告されています。これ以上、無念の死を迎えさせてはなりません。

阪神・淡路大震災の「創造的復興」が被災者の生活再建よりも不要不急のインフラ整備を優先して多くの孤独死、震災関連死を生んでしまったことを私たちはしっかり教訓にしなければならないと思います。

一、被災者支援について

被災者の一人一人の生業、生活が再建されてこそ、復興です。「人間の復興」を第一にした基本理念にたって、震災復興に取り組まなければならないと思います。生活の基本となる住宅再建が急がれます。

1、災害復興公営住宅について、県は2015年度までに3700戸の整備計画を発表しましたが、市町村の要望数からみて、少なすぎるのではないのでしょうか。

復興公営住宅整備計画をどのように見直していくのかお尋ねします。

何よりも大切なことは被災者の要求をよく踏まえることです。地域コミュニティを保ちながら暮らせるように建設、入居者選定を行うことや孤立化、孤独死などを招かないように、大規模、高層の鉄筋コンクリート住宅だけではなく、地域の風土や生活習慣などを踏まえて、小規模、低層の木造住宅や、要望が強い、今住んでいる仮設住宅敷地内の建設など、設計・計画に細心の注意を払う必要があります。

2、復興公営住宅の設計に当たり、県は、避難者の要望にどのように対応していくのかお尋ねします。

3、さらに、復興公営住宅を被災地域の活性化、復興につなげていくために、地元企業が受注できる仕組みをつくるべきと思いますが、見解をお尋ねします。

4、住宅を自力で再建することを可能にするために、被災者生活再建支援法による300万円の支援金の増額を国に求め、岩手県のように、本県としても、独自の支援制度を創設すべきと思いますが、考えをお尋ねします。

5、中越沖地震の柏崎市ではNPOによって、低コスト復興支援住宅建設の取り組みが行われました。被災者の住宅再建を促進するため、民間による低コストの復興住宅の供給を支援すべきと思いますが、考えをお尋ねします。

6、県産木材を使用した民間住宅への補助制度を拡充すべきと思いますが、考えをお尋ねします。

7、省エネルギー対策を行う民間住宅への補助制度を創設すべきと思いますが、考えをお尋ねします。

8、県内自主避難者への借り上げ住宅支援について、子どもや妊婦のいる世帯に限定せず、同一市町村内の避難にも対象を拡大し、受付を再開すべきですが考えをお尋ねします。

9、高速道路無料措置の対象者について、避難者だけではなく、全県民に拡大するよう国に要望すべきです。いかがですか。

10、バラバラに避難していた3世代家族がようやくそろって暮らすために借り上げ住宅を移ろうとしても現在の制度では回数制限があり、できません。災害救助法による借上住宅の提供について、住み替えの回数制限を取り払うべきと思いますが、考えを伺います。

11、東日本大震災による避難指示等対象地域以外の被災地域については、国民健康保険制度や介護保険制度に対する国の全額減免措置が、昨年9月で打ち切りとされました。被災地における国民健康保険や介護保険の減免措置を復活させるように国に求めるべきと思いますがいかがですか。

12、当面、県が、市町村負担とならないよう対応すべきと思います。お答え下さい。

13、震災後の避難生活において、更衣室や授乳の確保、DV問題など人口の半数を占める女性ならではの視点での対応が切実に求められてきました。女性の幹部登用による女性の視点に立っての対応を行っていくことが必要であり、さらに、あらゆる分野での男女共同参画を高め、女性の視点を取り込むことが欠かせないものであります。復興・防災における男女共同参画の推進について、知事の考えをお尋ねします。

二、子どもたちの支援について

原発事故以来、外遊びが制限された福島県の子どもたちに肥満傾向や運動能力の低下などが指摘されています。福島県内の体力調査にたずさわってきた専門家は「子どもにとって、1年以上も外で、遊びや運動が十分できない空白は大きい。数年後に影響が出る可能性もあり、早めに手当てをして防ぎたい」と述べています。特に乳幼児期の子どもたちの対応が急がれます。

外に散歩に行き、草花や虫に触ったりできなくなってしまった子どもたち。生まれてから一度も外で遊んでいない子どもたち。

保育士さんたちは放射能を測定し、除染を行い、工夫を凝らして、プール遊びや砂場遊びなどに取り組み、必死の努力をしています。

県としても、屋内遊び場の設置や外に子どもたちを保養に出すふくしまっ子体験活動応援事業などに取り組んできましたが、限られた範囲にとどまっています。室内に閉じ込められているような環境から脱皮させていくことがこれからの課題であると思います。

放射能は測らなければわかりません。測って確認できれば、安心感も持て、行動も広がります。少しでも前に進むことができます。

草花や木の実、ザリガニのはてまではかることができる非破壊式の測定器を設置し、外遊びを実施している保育園もあります。福島市は6月補正で10台導入します。

1、身近な生活空間を測定して日常生活の行動範囲を広げていくために希望する各家庭に放射線測定器を配布すべきと思いますが見解を伺います。

2、保育園の砂場の砂の取り替えを支援すべきと思いますが、いかがでしょうか。

3、子どもたちが駆け回って遊べる公園や神社などを徹底して除染し、除染実施後の空間線量率をわかりやすく表示するよう市町村を支援すべきと思いますが、考えをお尋ねします。

4、子どもの成長・発達段階に応じた体力・身体能力の系統的な調査が必要だと思います。そこで、幼児における遊びを通じた運動が大切と思いますが、県の取り組みをお尋ねし

ます。

5、ふくしまっ子体験活動応援事業について、利用回数等の制限を緩和するなど、もっと使いやすい補助内容に充実すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

6、避難により、本来の場所を離れて開校している公立小中学校施設の環境整備を促進すべきだと思います。県教育委員会の考えをお尋ねします。

7、災害時に避難場所となる公立小・中学校の耐震化率100%を急ぎ、自家発電設備を設置し、防災機能の強化を進めるべきと思いますが県教育委員会の考えをお尋ねします。

8、18歳までの医療費無料が実施されていますが、事故当時18歳だった方は現在21歳となり医療費無料化の対象外となっています。全県民を対象にした医療費無料化について、国に求め、当面県が実施すべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

三、風疹ワクチン接種費用の助成について

全国の風疹患者数が過去5年間で最多と報道されています。県は、助成について検討すると本議会で答弁しました。福島市は無料にするなど自治体として無料の支援を行うところも増えています。風疹のワクチン接種費用助成を国に求め、県としても助成を行うべきと思いますが、考えをお尋ねします。

四、いじめ問題について

いじめの問題は子どもを自殺にまで追い詰めるなど深刻な社会問題となっています。伊達市の男子高校生が同級生からいじめを受け当時の中学校に通えなくなったとして訴えていたいじめ問題裁判はいじめ認定との福島地裁判決がくだされました。

なぜ「いじめ」がここまで深刻になったのか、その要因を取り除き、いじめのない学校と社会をつくることは震災から復興に向かう本県にとっても大事な課題であると思います。さる、19日の衆議院文部科学委員会でわずか1日の議論で、日本共産党と社民党が反対して可決された「いじめ防止対策推進法案」は問題だらけであります。道徳教育の押しつけ、「規範意識の指導」が保護者の努力義務とされ、家庭教育の内容まで法律で義務付ける。遺族などがいじめの真相を「知る権利」も不明確です。子どもに「いじめの禁止」を義務付け、「懲戒」や「出席停止」を盛り込み、「いじめをしてはいけない」と子どもを縛る法律をいくら作っても、いじめはなくなるどころか、ますます陰湿なものになっていくだろうと懸念の声が上がっています。

子どもの命を守るために、各地で積み重ねられている貴重な経験に学びながら、いじ

め克服に取り組むべきです。

現在、高校や小・中学校でも学級会がなくなったり、学校行事が減るなど自主的活動の場が少なくなっています。教科内容の過密化や進学指導の過熱による教師の多忙も慢性化しています。

1、学級集団や自治活動などを通して子どもたち自身が考え、行動していく力を養い、授業も含めて、対等で安心できる人間関係を築き、いじめの未然防止のため、いじめの起きにくい人間関係を築く力の育成に努めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

2、「いじめ」解決に必要な教職員の連携や協力に、悪影響を与える上からの教員評価など、これまで強められてきた教師への管理教育を改めるべきです。

教職員目標管理制度を見直すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

3、マスコミの調査では、7割の教員が「いじめ」対応の時間が足りないと答えています。学校の雑多な業務がふえ、原発事故による困難さも加わり、教師は過労死ラインで働いています。子どもと遊んだり、授業準備をする時間が確保できずに悩んでいます。子ども一人ひとりを丁寧に見ることができる担任外教員の配置や思い切った少人数学級の実現。「いじめ」や子どもの状態をつかみやすい立場にいる公立小中学校の養護教諭の全校配置と県独自の複数配置を行い、養護教諭を増員すべきと思いますが県教育委員会の考えをお尋ねします。

4、「いじめ」がこれだけ深刻化しているのに、教員には独自の研修がありません。教員に「いじめ」問題の研修を保障することが必要だと思います。

研修は文科省や教育委員会に任せず、教育学会や小児医師会などの関係学会が現場教員やいじめ被害者団体の参加も得てガイドラインを作成し、教員たちが自主的に研修できるように進めることが必要であると思います。

県教育委員会は、いじめに関する教員の研修にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

5、「いじめ」が深刻化し、日常化しているのは子どもたちが強いストレスのもとにおかれ、苛立ちを抱えているからではないかとの指摘があります。ユニセフの国際調査では「孤独を感じる」日本の子どもの割合は29.8%に達し、他国と比べて極めて高い数値であり、自己肯定感が低いとも指摘されています。国連・子どもの権利委員会からも日本政府に再三「過度に競争的な教育制度」の改善を勧告しています。さらに、急速に広がった「貧困と格差」が子どもたちの生活基盤である家庭を直撃し、子どもにとつ

てつらい状況に追い打ちをかけています。

子ども達を取り巻くこのような根本的な問題こそ改善されなければなりません。

福島県は競争と管理の教育から脱却し、すべての子どもたちの能力を豊かに伸ばす教育と学校制度の在り方を探求するために、県民的な議論を行っていく、「いじめの克服に向けた検討委員会」を設置すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

五、若者支援について

今日、若者を取り巻く状況はかつてなく厳しいといっても過言ではありません。15歳から24歳までの非正規労働の比率は2012年度で48.7%となり、2人に1人は不安定雇用です。年収150万円以下のワーキングプアが若者のところで大幅に増え、5人に2人を占めています。深刻なのが社会保険や雇用保険にも入れない若者の過労死、過労自殺と学生の「就活自殺」が増えていることです。

1999年派遣労働が原則自由とされ、非正規雇用が増え続けてきましたが、同時に大学生の自殺者数が増え、2011年で529人となりました。大学生の死亡原因のトップが「自殺」です。その内、就職にかかわること、学業不振、進路の悩み、うつ病の発症が増加しています。将来を嘱望される若者たちが将来に希望を持たずにこのような死を迎えていることは「努力が足りない」とか「頑張れば仕事はあるはずだ」では済まされない問題です。

現在の若者の問題は明日の日本の問題として、日本社会全体が本気になって打開の方向を見つけていかなければならない問題であると思います。

- 1、本県における若者の自殺の現状と今後の対策についてお尋ねします。
- 2、若者のひきこもり対策について、どのように取り組むのかお尋ねします。
- 3、現在、子育て支援の総合的な推進として子育て支援担当がありますが、若者についても、若者の置かれている現状を把握し、的確な支援を行っていくことが必要であると思います。若者支援について、県はどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

六、農業問題について

- 1、畜産研究所養鶏分場が移転しますが、隣接する県中家畜保健衛生所の対応についてお尋ねします。
- 2、県は、畜産研究所養鶏分場移転後の跡地利用について、どのように考えているのかお尋ねします。

3、田畑や森林などの放射能汚染のもとで、どのように復興を進めていけばいいのか展望が見えず、農民の苦悩が続いています。

農地の除染も進められてきましたがあくまでも反転耕やカリウムなどの資材投入であり、放射性物質を土壤に閉じ込めたにすぎません。農民は高い線量のもとで農作業を続けています。

県は、土壤汚染マップや吸収抑制対策等の技術情報を農業者へどのように周知しているのかお尋ねします。

答弁

一、被災者支援について

知事

阿部議員の御質問にお答えいたします。復興・防災における男女共同参画の推進についてであります。

全ての県民が個人として尊重され、男女があらゆる分野に共に参画し、共に責任を担う社会の実現が、何よりも重要であります。

東日本大震災では、女性や生活者への配慮が必ずしも十分とは言えず、必要な物資や支援の提供が遅れたことなど、様々な課題が生じたところであります。

このため、本年3月のふくしま男女共同参画プランの改定においては、「復興・防災における男女共同参画の推進」を基本目標の第一に据え、防災会議など復興や防災等の施策・方針における意思決定過程への女性の参画を促進し、生活者の多様な意見を反映した施策を進めるとともに、県の審議会の女性登用など女性の活躍への支援や、仕事と生活の調和を図るための就業環境づくりなどの施策をより一層、総合的、効果的に推進することといたしました。

今後とも、平常時からの取組が、復興・防災への対応の基盤となるという認識の下、男女共同参画の更なる推進に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

避難地域復興局長

復興公営住宅整備計画につきましては、住民意向調査において、復興公営住宅への入居を希望された世帯数を基礎に、調査に回答されなかった方や判断できないとした方の一定数を上乗せして整備戸数を見込んでおります。

今後、状況の変化に応じて意向も変わるものと考えられるため、再度の住民意向調査や意向確認作業などによる修正を重ねながら、第2次、第3次と計画を見直してまいります。

土木部長

復興公営住宅への要望につきましては、住民意向調査や、避難元自治体等が参加する個別協議、障がい者団体や高齢者団体等との懇談会などを通して、避難者の意向や避難元自治体の考えをきめ細かに把握し、建設戸数や敷地の状況などを踏まえながら、設計に反映させてまいる考えであります。

総務部長

公共工事の発注につきましては、県内事業者の技術力等で施工可能なものは地元で対応することを基本とし、これまでも建築工事の地域要件は原則として県内までとするなど適切な設定を行うとともに、総合評価方式での地域貢献度の評価など地元企業の受注機会の確保に取り組んでいるところです。

原子力損害対策担当理事

被災者生活再建支援金につきましては、今月12日に実施した復興・再生に向けた国への提案・要望活動を始め、これまでも、国に対し、再三にわたり増額を要望してきたところであり、今後とも、被災者の住宅再建に資するようその拡充を求めてまいる考えであります。

次に、県内自主避難者に対する借上住宅支援につきましては、国も十分には了解していない中で、県として、優先して救済すべき世帯を対象に実施し、避難者が県外から県内に戻る場合を除き、既に昨年末で受付を終了したところであり、対象の拡大については困難であると考えております。

次に、高速道路の無料措置につきましては、これまでの本県の要望を受け、避難指示区域等からの避難者及び自主避難している母子避難者等を対象として実施されているところであり、県といたしましては、避難者の経済的負担の軽減やきずなの維持、さらには、帰還促進につながるよう、引き続き国に対し、本無料措置の延長を求めていく考えであります。

次に、借上住宅の住み替えにつきましては、災害救助法において、本来認められておりませんが、これまでの国との協議の中で、県外から県内に戻る場合などに限り例外的に対応しているところであり、避難の長期化に伴い、避難者の生活にも様々な変化が生じていることなどを踏まえ、今後とも、国に対し、住み替えについての柔軟な取扱いを求めてまいる考えであります。

土木部長

低コストの復興住宅につきましては、これまで、製材業や建築業等の団体と県で設立した福島県地域型復興住宅推進協議会において、コストや規模等に配慮した、被災者が取得しやすいモデルプランを提案し、現在、事業者による供給が図られているところがあります。さらに、木造仮設住宅を再利用して供給するための検討や、住宅相談会にお

ける補助制度等の情報提供により、低コストの復興住宅の供給を支援してまいる考えであります。

次に、県産木材を使用した民間住宅への補助制度につきましては、今年度、県産木材を使用して住宅を建設する建築主に、農林水産物等と交換可能な最大30万円相当のポイントを発行する森と住まいのエコポイント事業を実施することとしております。本事業は、国が今年度実施する木材利用ポイント事業と併用することにより、併せて80万円相当となることから、関係団体と連携し、これらの事業を積極的に周知してまいる考えであります。

次に、省エネルギー対策を行う民間住宅への補助制度につきましては、国において、改修工事への補助や税の優遇措置などが実施されていることから、県といたしましては、住宅フェアや住宅相談会等を通じて、これらの補助制度等が十分に活用されるよう積極的に周知してまいる考えであります。

保健福祉部長

国の減免措置の復活につきましては、今月12日に行った復興・再生に向けた要望において、国に改めて強く求めたところであり、今後も、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。減免措置の終了に伴う県の対応につきましては、国保税及び一部負担金については、県調整交付金により、9割を上限とした財政支援を行っております。また、市町村の介護保険財政に支障を来すことが見込まれる場合には、県の介護保険財政安定化基金の貸付けにより、対応してまいりたいと考えております。

二、子どもたちへの支援について

保健福祉部長

放射線測定器につきましては、地域住民のニーズを踏まえた市町村の要望に応じ、貸出用として、全県で約5700台を配置しているところであり、各地域において、活用されているものと考えております。

次に、医療費の無料化につきましては、放射線被ばくに起因する健康被害が発生した場合の医療費無料化等の援護措置は、あくまで国の責任において講じられる必要があると考えており、その具体化に向けた検討を早期に進めるよう国に求めているところであります。

子育て支援担当理事

保育園の砂場の砂の取替えにつきましては、今年度創設した「ふくしま保育元気アップ緊急支援事業」により、砂場の砂や畑の土の入替えなど、安心して、子どもたちが自然と触れ合えるようにするための取組を市町村と連携して支援してまいります。

次に、幼児期における運動につきましては、心身の発育・発達の基盤となるものであ

り、重要であると考えております。このため、市町村と連携して子どもの運動能力などの発達を促す親子の運動遊び教室を実施しております。

今後とも、遊びを中心に体を動かす機会を増やし、運動習慣が身に付くよう取り組んでまいる考えであります。

生活環境部長

子どもが利用する公園などにつきましては、市町村の除染実施計画に基づき子どもの生活空間として優先的な除染が進められているところであり、引き続き効果的な除染の推進を図ってまいります。また、除染が終了した施設においては、分かりやすく空間線量率を表示することができるよう、表示方法に関する先進事例を市町村意見交換会で共有するなど、適切な情報提供に努めるとともに、表示に要する経費を支援してまいります。

教育長

ふくしまっ子体験活動応援事業につきましては、利用実績や関係団体等の要望などを踏まえ、必要に応じて見直しを行ってきたところであり、引き続き、子どもたちが伸び伸びと活動できるよう支援してまいる考えであります。避難により本来の場所を離れて開校している公立小中学校施設につきましては、児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう、市町村が行う仮設校舎等の環境整備に際し、国の財政措置の活用についてきめ細かに助言・相談等に対応しており、今後とも、事業が円滑に実施できるよう支援してまいる考えであります。

次に、公立小中学校の耐震化につきましては、地方財政措置の拡充により、実質的な地方負担が軽減されていることを踏まえ、国庫補助事業の活用を促すなど、市町村が行う耐震化事業を支援しているところであります。また、自家発電設備の設置につきましても、国の防災機能強化事業の活用などによる市町村の取組を支援してまいる考えであります。

三、風しんワクチン接種に対する助成について

保健福祉部長

風しんワクチンにつきましては、子どもを持ちたい方の不安を解消することが大切であることから、市町村と連携した新たな予防接種費用の助成について、検討を進めてまいります。また、国に対しては、助成費用の財源措置等について、今月12日、国への提案・要望活動の際、申入れを行ったところであり、今後とも、引き続き、全国知事会を通じて強く要望してまいる考えであります。

四、いじめ問題について

教育長

いじめの起きにくい人間関係を築く力の育成につきましては、互いの個性を尊重しながら信頼関係を形成することが大切であることから、学級活動や生徒会活動、学校行事等を通して、望ましい人間関係を築く力の育成に取り組んでいるところであります。

次に、教職員目標管理制度につきましては、各学校の教育目標を踏まえて、教員が自ら目標を設定し、その達成状況を自己評価するものであり、この制度の運用により、教員一人一人の意欲の喚起や職務遂行能力の向上が図られているものと考えております。

次に、養護教諭の増員につきましては、いわゆる標準法により決定される教員数を基準に、各学校の状況も踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、いじめに関する教員の研修につきましては、これまでも、本県独自のいじめに関する対応マニュアルや過去の効果的な事例を用いて、校内研修等も含め、全教員に対し実施してきたところであり、今後とも、いじめの未然防止に向けた研修の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いじめの克服に向けた検討委員会につきましては、各学校において生徒指導委員会を組織し、いじめの未然防止や早期発見に努めているところであります。

今後は、外部の意見も取り入れながら、委員会の更なる活性化を図り、いじめ問題に適切かつ組織的に、対応してまいりたいと考えております。

五、若者支援について

保健福祉部長

若者の自殺につきましては、近年は僅かながら減少傾向を示し、昨年の15歳から24歳までの自殺者数は27人となっており、その主な原因は、健康問題、経済生活問題、家庭問題となっております。今後は、本年3月に策定した第2次福島県自殺対策推進行動計画に基づき、若者の身近な相談者となるゲートキーパーの養成や、市町村や民間団体が行う自殺対策事業への支援など、自殺対策の推進に努めてまいります。

次に、若者のひきこもり対策につきましては、各保健福祉事務所においてひきこもり相談や訪問支援活動を実施するとともに、家族教室を開催するほか、精神保健福祉センターでの専門相談や県民向けセミナーを実施しているところであり、引き続き、支援の充実に向けてまいりたいと考えております。

生活環境部長

若者支援につきましては、ひきこもりやニートなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の問題に適切に対応するため、青少年総合相談センターを設置し青少年及びその保護者等からの相談に応じるとともに、特に対応が困難な場合は、福祉や雇用等の公的支援機関及びNPO等民間支援団体から成る青少年支援協議会において、ケースに応じた総合的かつ継続的な支援に取り組んでおります。

六、農業問題について

農林水産部長

県中家畜保健衛生所につきましては、家畜防疫や衛生指導の業務を行うほか、ウイルスや細菌の専門的検査を行う基幹施設であることから、市町村ごとの畜産農家数や家畜の分布状況、さらには周辺環境等の状況や、養鶏分場の跡地の利用方法等を踏まえて、様々な立場の方からの御意見をお聴きしながら、今後検討していく必要があるものと考えております。

次に、養鶏分場移転後の跡地につきましては、郡山市の市街地に隣接する利便性の高い一団地の土地であり、周辺地域の都市化の進行や隣接するJR磐越西線の新駅設置計画などを踏まえ、まちづくりや地域活性化等の観点から、有効活用が図られるよう、地元郡山市と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、土壤汚染マップや吸収抑制対策等の技術情報につきましては、市町村、農協等に提供し、安全な農産物の生産に向け必要な技術対策の推進に活用いただくとともに、直接、農業者等に最新の研究成果を提供する方部別説明会の開催や、集落座談会、作物別の現地指導会等において、地域の汚染状況に応じた営農指導を行うなど、きめ細かな対応に努めております。

再質問

阿部裕美子県議

再質問をいたします。最初に、知事にお伺いいたします。復興、防災における男女参画を進め、女性の活躍への支援など一層効果的に推進するというふうに答弁をされました。積極的に取り組んでいただきたいと思います。本県の、女性管理職の割合で見ますと、増えてきたとはいえ、4.6パーセントにとどまっています。全国平均6.5パーセントからみてもまだまだ低い現状にあります。こういう状況の中で積極的な取り組みをどのように進めるのかももう一度お伺いしたいと思います。災害の規模が大きければ大きいほど、声の小さい人々は支援や復興から取り残されていく恐れがあると指摘をされています。知事も答弁されましたように、東日本大震災においても女性の声なき声がありました。国際NGOから国際的な災害支援では当然とされている女性をはじめとする多様な人々への支援の視点が日本ではないに等しいという指摘もあります。国や自治体の防災基本計画に女性の参画の視点が取り入れられるようになったのは、2005年以降とまだ最近のことです。2012年、修正された防災基本計画には、防災に関する政策、方針決定過程、および防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があるとも記載されております。この点でも、被災地本県においてその模範となる執行を期待するものであります。知事の再答弁

をお願いいたします。

次に、保健福祉部長にお尋ねします。風しんのワクチン接種についてです。妊婦の方が電車の中で感染したということも聞いています。このような対応はスピードが必要だと思います。郡山市でも助成を決定し、福島市では全額助成を決定しています。後手にならないよう各市町村支援にもつながります。まず県が前倒しで即実施すべきと思います。再度答弁をお願いいたします。

次に、原子力損害対策担当理事にお伺いいたします。自主避難者の借り上げ住宅支援についてであります。現在、同一自治体の避難や子どもがいないなどの理由で支援が受けられない、線引きで支援を放置するようなことは許されないことではないでしょうか。この問題については県外に避難をすれば住宅支援が受けられるのに県内避難は受けられない、これは是正すべきという強い要望が再三にわたり行なわれ、県としても子どもと妊婦に対する助成がようやく実現をいたしました。それにもなって同一自治体は適応しないという線引きが行なわれました。これは明らかに差別だと思います。高い線量の中で子どもを避難させる、その選択をせざるを得ない現実があります。これについては、自主避難者へ線引き、差別をせずに支援を行う、ここに踏み出すべきであると思います。再度答弁ください。

再答弁

知事

今後とも本県の復興、防災を含めた様々な分野において、女性職員の管理職登用を積極的に勧める中で、男女共同参画の更なる推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

保健福祉部長

県内における市町村では、6月10日現在で、3市町村が助成措置をすると聞いております。県も、子どもを持ちたい方の不安解消に最大限努めるという観点から市町村と連携した新たな予防接種費用の助成について連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

原子力損害対策担当理事

県内自主避難者の方への借り上げ住宅の件、同一市町村についてでございますが、同一市町村の場合には、避難者の方がもともと生活の拠点があった場所ということもございまして、客観的に避難と判断することの難しさ、また避難せずに残って暮らしている方々とのバランス、こういったことを総合的に判断をさせていただいて現在の仕組みとさせていただいているところでございます。

再々質問

阿部裕美子県議

再々質問をいたします。原子力損害対策担当理事に伺います。ただ今の自主避難者の借り上げ住宅支援についてでありますけれども、やむを得ない事態が現実であります。現状をもっと把握していただきたいと思います。例えば、福島市の大波地区は放射線量が最も高い、(福島)市内で最初に除染をした地区ですけれども、事故前は約30人の児童が通っていた小学校ですが、現在はたった1人になってしまいました。それぞれが避難という道を選んでいきます。県外に避難しろとでもいうようなことになってしまいます。この地区で福島市内に少しでも低い所にとということで避難をして、すでに2年以上経過していますので、財政的にももう限界だという厳しい状況に置かれています。伊達市の保原町富成地区、伊達市の月舘町相葎地区、全村避難になった飯舘村のすぐそばであります。特定避難勧奨地点に指定をされて、そこから外れている人たちが高い線量のもとで、またあるいは除染をしてもあまり下がらない、そういうところで低い場所に避難をしているというのが現状であります。それをそのまま放置していいということは許されないことではないでしょうか。避難者すべてに対して、必要な支援を行なっていく、この立場にたって支援を行なっていただきたいと思います。再度お答えください。

それから生活環境部長に伺います。青少年若者支援については、相談センターなど総合的な支援を行っているということですが、今の置かれている若者の現状を見ればもっとこの体制を強めなければならないところだと思います。かつて男女共同参画を推進するために県内市町村に窓口を設置した取り組みを行ないましたが、そのぐらいの取り組みでどのような現状にあるのかをまず把握をして必要な対策を行なう、こういう取り組みを行なうべき今の現状ではないかと思います。再度お尋ねいたします。

次に、避難地域復興局長に質問いたします。復興公営住宅建設についてでありますけれども、例えば浪江町の要望は3100戸であります。現在、応急仮設住宅入居者が約32,000人、14,627戸となっています。この現状から予測をしても、復興公営住宅の入居の展望が2015年度まで3700戸では見えてこないのではないのでしょうか。このような状況についてどういうふうに進めていくのか、再度お伺いをいたします。

県教育長に伺います。養護教諭の複数配置についてでありますけれども、現在は(児童生徒数)801人以上(から、2人配置)となっていますけれども、これを500人以上に引き下げて養護教諭の複数配置を充実させるべきと思いますが、見解を伺います。

再々答弁

生活環境部長

若者支援についてであります。若者の問題に適切に対応するため、青少年総合センターを設置するとともに、さらにきめ細かく対応するためには、専門性を活かした様々な機関がネットワークを構築することが重要でありますので、専門機関からなります青少年支援協議会を設置し、ケースごとに丁寧に積極的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

原子力損害対策担当理事

県内自主避難者の借り上げ住宅の件でございます。この制度につきましては、国も十分了解していない中で、いわばぎりぎりの制度として実施したものでございまして、対象の拡大につきましては困難であるというふうに考えております。

避難地域復興局長

今回の整備計画に記載いたしました整備戸数につきましては、公営住宅、持ち家、賃貸住宅等の選択肢の中から避難をされている方々に「どういうふうなことをお望みになりますか？」という数をお聞きしまして、その数を積み上げた数字でございます。従いまして、今後こうした意向調査等を繰り返しながらですね、皆様のご意向に沿った復興公営住宅の整備を図ってまいります。

教育長

養護教諭の複数配置につきましては、いわゆる標準法での養護教諭の複数配置基準に基づいて大規模校3校に複数配置をしております。また国の児童生徒の心身の健康への対応ということで、加配という形で7校にも複数配置をしております。また、震災に伴う加配ということで15校に加配をさせていただいております。養護教諭の配置につきましては今後とも標準法により決定される教員数を基準に国からの加配も活かしながら各学校の状況も踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上